

発大監第26号  
平成25年8月29日

大山町長 森田増範様

大山町監査委員 後藤 洋次郎

大山町監査委員 西山 富三郎

平成24年度大山町各財産区会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年度大山町各財産区会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿、証書類を審査するとともに、関係資料の提出、担当課からの説明を求め、内容審査を行ったので、下記のとおり、意見を付する。

記

1. 審査の対象

平成24年度大山町各財産区特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

2. 審査の期間

平成25年7月16日 1日間

3. 審査の意見

平成24年度大山町各財産区特別会計歳入歳出決算は、諸帳簿と合致し計数に誤りは認められず、予算は適正に執行されていることを確認した。

引き続き、財産区財産の適正な維持管理に努力されたい。

各財産区の会計状況は次のとおりである。

(1) 歳入

(単位：円・%)

| 区分     | 予算現額       | 調定額        | 収入済額       | 収入率 |
|--------|------------|------------|------------|-----|
| 中山財産区  | 6,150,000  | 8,833,635  | 8,833,635  | 100 |
| 上中山財産区 | 19,444,000 | 20,510,662 | 20,510,662 | 100 |
| 下中山財産区 | 15,910,000 | 17,440,263 | 17,440,263 | 100 |
| 逢坂財産区  | 4,728,000  | 7,813,034  | 7,813,034  | 100 |

(2) 歳出

(単位：円・%)

| 区分     | 予算現額       | 支出済額       | 不用額     | 執行率  |
|--------|------------|------------|---------|------|
| 中山財産区  | 6,150,000  | 5,795,826  | 354,174 | 94.2 |
| 上中山財産区 | 19,444,000 | 18,589,177 | 854,823 | 95.6 |
| 下中山財産区 | 15,910,000 | 15,413,582 | 496,418 | 96.9 |
| 逢坂財産区  | 4,728,000  | 4,424,456  | 303,544 | 93.6 |

(3) 実質収支額

(単位：円・%)

| 区分     | 23年度       | 24年度      | 増減額         | 増減率  |
|--------|------------|-----------|-------------|------|
| 中山財産区  | 8,529,862  | 3,037,809 | △5,492,053  | 35.6 |
| 上中山財産区 | 19,097,222 | 1,921,485 | △17,175,737 | 10.1 |
| 下中山財産区 | 16,825,397 | 2,026,681 | △14,798,716 | 12.0 |
| 逢坂財産区  | 7,101,917  | 3,388,578 | △3,713,339  | 47.7 |

#### 4. 結び

各財産区の事業運営は、これまで予算執行率が低く、決算時には多額の実質収支額が生じ、それを繰越金として処理してきた。

平成 23 年度決算審査の指摘も踏まえ、平成 24 年度から各財産区とも基金を設置し、積み立てを開始した。

各財産区基金条例の目的でもある各財産区の財産を維持管理し、財産区住民の福祉の増進を図るため、今後予測される植林や森林整備費用等への財源として、基金の有効的な活用を図られたい。